

第 9 回 茨城県移動性・安全性向上委員会 議事要旨(案)

開催日時：平成 25 年 6 月 21 日(金) 10:00~12:00

開催会場：常陸河川国道事務所 2 階 会議室 F・G

<議事等>

- 1.委員会規約改正について
- 2.移動性関係議題について
 - 2-1 これまでの検討経緯
 - 2-2 対応方針について
 - 2-3 今後の渋滞対策の検討(案)
 - 2-4 今後のスケジュールについて
- 3.安全性関係議題について
 - 3-1 新たな事故危険区間の進捗状況について
- 4.その他



<主な意見>

1. 委員会規約改正について

- 委員会規約について、以下の改正を提案する。
 - ・改訂履歴の年月日を記載する。
 - ・第 6 条(委員の任期)について、任期を年度当初の 4 月 1 日から年度末の 3 月 31 日までとする。
 - ・本規約は平成 25 年 4 月 1 日から施行することを付則に記載する。

委員長 →委員会規約は各委員の賛成により原案通り承認されました。

2. 移動性関係議題について

委員長 ○ 対応方針(案)は茨城県全体と 4 つの地域に分けて作成されているが、県民目線では、地域名は「県北地域」「県南地域」「鹿行地域」等という名称の方が分かりやすいと思われる。

委員 ○ 4 つの地域に分けた考え方を教えてほしい。例えば、「つくば・土浦地域」には牛久は含まれるのか。「日立地域」「つくば・土浦地域」という表現は地域が限定的である。

委員長 ○ 水戸地域において、水戸と大洗における渋滞要因や対策は異なるのだから、「水戸」と「大洗」という分けをした方がわかりやすいのではないか。

委員 ○ 県西地域が入っていないのは県民から指摘されるのではないか。

事務局 →主要渋滞箇所が集中している代表的な 4 地域について、対応方針(案)を例示している。4 地域に入らないから対策を検討しないということではない。表現についてはご意見を受けて検討する。

(次項に続く)

委員 ○ 対応方針（案）に記載された対策は、道路整備などのハード面に偏っている。案内標識や案内誘導だけがソフト施策ではなく、公共交通の利用促進や自動車の利用抑制という対策もあり、観光シーズンやイベント対応として有効ではないか。

委員長 ○ 根本的には道路整備による容量拡大が必要であっても、容量拡大対策実施までの間、モーダルシフトなどの需要抑制も必要ではないか。

委員 ○ 観光、海水浴やイベントなどの渋滞対策は、道路管理者だけでは難しく、関係者や地元の協会等が主体的に実施することが必要ではないかと思う。

委員長 ○ 今後の委員会では、ボトルネック箇所の個別カルテを作成するのではなく、水戸地域をどうするのか、日立地域をどうするのかという議論をしていかなければいけないと思う。次回以降の委員会では、地域の特性を踏まえて、難しいとは思いますがソフト施策も含めて整理をしてほしい。

委員 ○ 水戸都市圏については別の検討会があり、地域の対応方針については、各地域の検討会の場で個別に掘り下げたらよいと思う。観光渋滞や海水浴シーズンの渋滞については、例えば笠間の陶炎祭の取り組み例の様に、タスクフォースの様なものを組んで個別に考えていけばよいのではないか。

事務局 ○ 本委員会でのご意見を踏まえ、事務局で資料修正を行う。資料修正（案）を委員長にご確認いただき公表としたい。

委員長 ○ 資料修正については委員長に一任で宜しいですか。

委員 ○ 異議無し。

3. 安全性関係議題について

委員 ○ 平成 24 年度の現地診断結果について報告してほしい。

事務局 →平成 24 年度の現地診断結果については、現在とりまとめ中のため次回委員会にて報告する。

委員 ○ 事故危険箇所について、本委員会で選定した事故危険区間との重複が国道は 11 箇所ということだが、県道については何箇所が重複しているのか。

事務局 →県道については、10 箇所ほどが委員会の選定区間と重複していた。

4. その他

事務局 ○ 第 8 回の委員会においてご意見をいただいているフェイスブック利用による情報発信については、SNS 利用の方針等について検討中である。

5. 今後の予定について

事務局 ○ 次回、安全性は 9 月頃の開催を予定している。移動性は秋から年度末頃を予定しているが未定である。

以上